平成30年度スポーツ振興くじ助成 二次配分基準

「平成30年度スポーツ振興くじ助成金二次募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択するものとする。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が6割を超えた団体はA評価(助成対象額の100%)」「4割以上6割以下の得点があった団体はB評価(助成対象額の80%)」「得点が4割に満たなかった団体はC評価(不採択)」とする。

ただし、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらずC評価(不採択)とする。 また、当初募集において、不採択となった事業の再申請については、B評価を上限とする。 加えて、オリンピック・パラリンピック競技大会・アジア競技大会・アジアパラ競技大会の 実施種目を有する競技団体については、当該競技の重要性に鑑み、B評価は助成対象額の90%、 C評価は助成対象額の70%とする(ただし、「事業内容」がC評価の事業については、合計点 がB評価以上であった場合でも、C評価として採択する)。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準によるものとする。

- (1) スポーツ活動推進事業 (スポーツ教室、スポーツ大会等の開催) 申請1年目の団体は、A・Bいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。
- (2) ドーピング検査推進事業 当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(3) 国際競技大会開催助成

総合競技大会、文部科学大臣が特に必要と認めた大会及びオリンピック競技種目の国際 競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。